

埼玉県立大学再入学に関する規程

令和2年4月1日

規程第143号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学則第57条で規定する再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本学に再入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学則第35条の規定により退学した者
- 二 学則第36条第1号、第2号又は第3号の規定により除籍された者
- 2 再入学ができる学科及び専攻は退学時又は除籍時の所属と同一とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、再入学することができない。
 - 一 他の大学に在籍する者
 - 二 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍された者
 - 三 その他学長が別に定める者

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学志願の手続)

第4条 再入学を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号。以下「授業料等徴収規程」という。）に定める額の入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願書
- 二 履歴書
- 三 その他学長が必要と認める書類

(再入学者の選考)

第5条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(再入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに授業料等徴収規程に定める額の入学料を納付しなければならない。

- 2 学則第36条第3号の規定により除籍された者にあつては、前項の手続のほか、未納の授業料相当額を納付しなければならない。
- 3 前2項の手続を完了した者については、教授会の意見を聴いて、学長が再入学を許可する。

(再入学年次)

第7条 再入学年次は、退学時又は除籍時の年次とする。ただし、次条で認定された単位数により退学時又は除籍時の年次に再入学させることが適当でないと認められる者については、学長は、相当年次に再入学させることができる。

(既修得単位の取扱い)

第8条 既修得単位の取扱いについては、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

(修業年限及び在学年限)

第9条 再入学を許可された者の修業年限は、学則第59条の規定に基づき、学長が定める。2 再入学を許可された者は、前項の規定により定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(授業料等の不還付)

第10条 既に納付された入学検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、理事長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。